

第134回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和4年4月18日（月）午後2時00分
- 2 開会の日時 令和4年4月18日（月）午後2時10分
- 3 閉会の日時 令和4年4月18日（月）午後3時37分
- 4 会議の場所 岡山市北区大供一丁目1番1号 7階大会議室
- 5 出席委員の氏名並びに出席、欠席の別
出席 15名 欠席 2名

議席番号	氏 名	出欠の別		氏 名	出欠の別
1	秋山 幸江	出席	10	久山 優	出席
2	荒井 隆文	出席	会長	黒田 栄三郎	出席
職務代理	池上 克己	出席	12	小橋 久宣	出席
4	板野 元次	出席	13	小林 弘幸	出席
5	浦上 和己	出席	14	角南 一昭	出席
6	遠藤 茂	欠席	15	長瀬 孝司	出席
7	賀門 義和	出席	16	信定 知福	欠席
8	河田 敬司	出席	17	和田 修一郎	出席
9	國定 豪	出席			

6 事務局出席者

事務局：担当局長 佐古 和之 参事監 真田 明彦
総務・農政担当課長 菱川 真輔 農地担当課長 竹田 了久 主幹 佐藤 孝司
担当課長補佐 三浦 諭 農地担当係長 田尾 和宏 主任 中島 明子

7 傍聴者 0名

8 議 題

第1号議案 農地関係申請等について

- 申請 等 (1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
(2) 農地法第4条の規定に基づく許可申請について
(3) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について
(4) 転用事業計画変更承認申請について
(5) 岡山市農用地利用集積計画の決定について（所有権の移転）
(6) 岡山市農用地利用集積計画の決定について（利用権の設定）
(7) 岡山市農用地利用集積計画の決定について（利用権の設定及び転貸）
(8) 岡山市農用地利用集積計画の決定について（利用権の移転）
(9) 農地法3条の3第1項の規定に基づく届出について
(10) 農地の競売に対する買受適格証明願（耕作目的）について

- 報 告 (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届について
(2) 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届について
(3) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
(4) 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について

(5) 農地改良届について

第2号議案 農政関係等について

(1) 令和4年度事業について

(2) その他

9 議事録署名委員の番号及び指名 1番 秋山 幸江 17番 和田 修一郎

10 議事の内容

議長 みなさんご苦労様です。ただいまから岡山市第一農業委員会第134回総会を開会します。(あいさつ)

議長 議事録署名委員を指名します。1番、秋山委員 17番、和田委員 にお願いします。

議長 議案の審議の前に、事務局、訂正等あればお願ひします。

田尾係長 お配りしているとおり、申請等(7)別冊のほうの利用集積計画の決定、利用権の設定及び転貸の追加案件が北・吉備地区で1件ございます。内容は別紙のとおりです。

議長 それでは、議案の審議に入ります。第1号議案、農地関係申請等について、を上程します。申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願ひします。

田尾係長 1番、受人は中区今在家に居住し、約38アール耕作する農業者で、受贈により畠舎の田と畠を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、いずれも問題ありません。また、下限面積30アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

板野委員 中・中央地区協議会で、1番について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に、北・吉備地区の説明を事務局からお願ひします。

田尾係長 1ページ2番、3番は同時申請ですので、同時に説明します。

受人は東花尻に居住し、世帯で約9.1ヘクタール耕作する農業者で、借入地の取得及び増反により納所の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

4番、受人は下足守に居住し、世帯で約2.1ヘクタール耕作する農業者で、増反により下足守の畠及び田並びに上土田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

5番、受人は平野に居住し、世帯で約38アール耕作する農業者で、増反・受贈により加茂の畠を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

小橋委員 北・吉備地区協議会で、2番から5番について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議全員 他の委員さん、何かご意見がありますか。

議長 異議なし。

次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長 6番、受人は御津虎倉に居住し約76アール耕作する農業者で、受贈により御津虎倉の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積20アールを超えていていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

7番、受人は御津虎倉に居住し約22アール耕作する農業者で、受贈により御津虎倉の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積20アールを超えていていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

8番、受人は御津虎倉に居住し約1.1ヘクタール耕作する農業者で、増反により御津虎倉の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積20アールを超えていていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

9番、受人は建部町下神目に居住し約1.1ヘクタール耕作する農業者で、受贈により建部町下神目の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積30アールを超えていていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

10番、受人は備前市浦伊部に居住し下神目の実家を拠点に約57アール耕作する農業者で、受贈により建部町下神目の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積30アールを超えていていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

浦上委員 御津・建部地区協議会で、6番から10番の5件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議全員 他の委員さん、何かご意見がありますか。

議長 異議なし。

次に南区の説明を事務局からお願いします。

中島主任 11番、受人は山田に居住し、世帯で約56アール耕作する農業者で、増反により山田の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

12番、受人は藤田に事務所を置き、約1ヘクタール耕作する農地所有適格法人で、増反により藤田の田を所有権移転しようとするものです。適格法人の要件を満たすこと、また、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

13番、受人は彦崎に居住し、世帯で約1.4ヘクタール耕作する農業者で、増反、および借入地の取得により彦崎の田畠を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

14番、受人は片岡に居住し、世帯で約88アール耕作する農業者で、借入地の取得により片岡の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

15番、受人は倉敷市広江8丁目に居住し、世帯で約49アール耕作する農業者で、増反により川張の田畠を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可後に下限面積50アールを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

16番、受人は北区平和町に居住し、世帯で約29アール耕作する農業者で、増反により北七区の田を所有権移転しようとするものです。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可後に下限面積50アールを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長　　南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

久山委員　南区協議会で、11番から16番までの6件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議員　　他の委員さん、何かご意見がありますか。

議員　　異議なし。

議長　　それでは、申請等(1)については、中・中央地区1番から南区16番までの16件を許可と決定してよろしいでしょうか。

議員　　異議なし。

議長　　それでは、そのように決定します。

議長　　次に申請等(2)農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長　1番、令和3年10月15日付農振除外済の案件で、転用目的は貸露天駐車場で、一時転用中です。

申請人は、東野山町に居住する農業者ですが、申請地に隣接する保育園が職員を7名増員し、職員駐車場が足りなくなったため、平成31年4月から貸露天駐

車場として3年間使用しており、引き続き使用するため、申請地を永久転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画など、一般基準上も問題ないと考えます

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

板野委員 中・中央地区協議会で1番について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議全員 他の委員さん、何かご意見がありますか。

議全員 異議なし。

議長 次に北・吉備地区的説明を事務局からお願いします。

田尾係長 2番、転用目的は、敷地拡張（是正）です。

申請人は、高松田中の農家住宅に居住し、約10.2ヘクタール耕作する農業者ですが、宅地が農地に越境していたため、敷地拡張により現況のは正を行うものです。

農地区分は、農地の広がりが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

小橋委員 北・吉備地区協議会で、2番について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議全員 他の委員さん、何かご意見がありますか。

議全員 異議なし。

議長 次に御津・建部地区的説明を事務局からお願いします。

田尾係長 3番、後述の申請等（3）農地法第5条23番との同時申請で転用目的は露天駐車場です。申請人は御津野々口にて夫婦で塾を経営していますが、通勤と塾生の送迎を兼ねた車が必要となり、居住地には駐車スペースが無いため居住地近くの申請地を転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

4番、申請人は御津字垣で家庭菜園程度ですが耕作をしており、本家が所有する農地の耕作も手伝っています。自宅敷地内は家屋と自家用車の駐車スペースを確保することしかできず、耕作に使用する機械や材料を置く場所や作業スペースが不足しているため、申請地を露天駐車場、露天資材置き場、露天作業スペースとして転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

浦上委員 御津・建部地区協議会で、3番と4番の2件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意

- 議長 見です。
- 議員 他の委員さん、何かご意見がありますか。
- 議員 異議なし。
- 議長 次に南区の説明を事務局からお願ひします。
- 中島主任 5番、転用目的は、農業用倉庫・農業用露天資材置場です。
- 申請人は、玉野市八浜町八浜に居住し、世帯で約10ヘクタール耕作する農業者で、農業用機械や資材の置き場が不足しているため、現在使用している農業用倉庫に隣接する申請地を農業用倉庫・農業用露天資材置場として転用しようとするものです。
- 農地区分は、農用地ですが、農用地利用計画に指定された用途であることから、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。
- 議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。
- 久山委員 南区協議会で、5番について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。
- 議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。
- 議員 異議なし。
- 議長 それでは、申請等(2)は、中・中央地区1番から南区5番までの5件ですが、いずれも許可と決定してよろしいか。
- 議員 異議なし。
- 議長 それでは、そのように決定いたします。
- 次に、申請等(3)農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願ひします。
- 田尾係長 1番、令和4年3月17日付農振除外済の案件で、転用目的は、自己住宅です。
- 申請人は、北区佐山の実家に妻と子供1人と両親で居住していますが、家族が増え手狭になったことから、実家に近い、父所有の申請地を使用貸借し、自己住宅を建築しようとするものです。なお、実家には引き続き両親が居住します。
- 農地区分は、農地の広がりが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。
- 2番、令和3年5月18日付農振除外済の案件で、転用目的は露天駐輪場および公園です。
- 申請人は、昭和[]年に設立され、[]に主たる事務所を置く宗教法人で、[]を運営していますが、行事の際は非常に混雑し、違法駐輪が増え、周辺から苦情があることと、「[]」にちなんで、観賞用の桃の花を植えるため、神社に隣接する申請地を所有権移転し、露天駐輪場および公園に転用しようとするものです。
- 農地区分は、JR備前一宮駅から半径300メートル以内の3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。
- 3番、転用目的は露天駐車場で、現在一時転用中です。
- 申請人は、北区辛川市場に本店を置き、主に機械製造業を営んでいますが、社員駐車場が不足しているため、申請地を賃貸借し、平成31年4月から露天駐車場として3年間使用していましたが、引き続き使用するため、今回永久転用しよ

うとするものです。

農地区分は、農地の広がりが 10 ヘクタール未満の 2 種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画など、一般基準上も問題ないと考えます。

4 番、転用目的は露天駐車場で、永久転用目的の一時転用です。転用期間は、許可日から 3 年間です。

申請人は、中区中島に本店を置き、主に高速道路の維持メンテナンス業を営んでいます。

北区津高に営業所を構え、事業拡大を計画していますが、従業員用と事業用の駐車場が不足するため、営業所に隣接し、代表取締役が所有する申請地を使用貸借し、露天駐車場として一時転用しようとするものです。

農地区分は、農用地ですが、一時転用であり、農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがないことから、例外的に許可が可能です。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

5 番、令和 4 年 3 月 17 日付農振除外済の案件で、転用目的は、自己住宅です。

申請人は、北区西辛川の借家に夫婦と子供 1 人の 3 人で居住していますが、両親の農業を引き継ぎ、将来的な介護を見据えて、また、子供が幼少で子育てを共にできることなどを考慮して、妻の実家に近く、妻の父が所有する申請地を使用貸借し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが 10 ヘクタール以上の 1 種農地ですが、集落に接続した住宅に該当し、妻の父の所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます

6 番、令和 4 年 3 月 17 日付農振除外済の案件で、転用目的は、自己住宅です。

申請人は、北区大安寺中町の借家に夫婦と子供 1 人の 3 人で居住していますが、子供の成長に伴い、家財道具が増え、住居が手狭になったため、妻の実家に近く、妻の父所有の申請地を使用貸借し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが 10 ヘクタール未満の 2 種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画など、一般基準上も問題ないと考えます。

7 番から 10 番までは、同じ地域で同時申請ですので、まとめて説明します。

いずれも令和 4 年 3 月 17 日付農振除外済の案件で、転用目的は、自己住宅です

7 番、申請人は、北区花尻あかね町の借家に夫婦と子供 1 人の 3 人で居住していますが、家財道具が増え、住居が手狭になったため、現住居から近く、生活環境が変わらない申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

8 番、申請人は、北区今保の借家に婚約者と婚約者の子供 3 人の 5 人で居住していますが、結婚の予定があり、家財道具が増え、住居が手狭になったため、婚約者の勤務先に近く、通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

9 番、申請人は、北区辛川市場の借家に夫婦 2 人で居住していますが、出産の予定があり、家財道具が増え、住居が手狭になったため、現住居から近く、生活環境が変わらない申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

10 番、申請人は、北区平田の借家に夫婦 2 人で居住していますが、出産の予定があり、家財道具が増え、住居が手狭になったため、妻の実家に近く、子供の世話などに便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。いずれも農地区分は、農地の広がりが 10 ヘクタール未満の 2 種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画など、一般基準

上も問題ないと考えます。

5ページ11番、令和4年3月17日付農振除外済の案件で、転用目的は、特別積合せ貨物運送業のための事務所および倉庫です

申請人は、東京都中央区に本店を置き、主に運送業を営んでいますが、全国的に進めている営業所統廃合の一環で、津高、津島、吉備津の3営業所を統廃合し、貨物自動車運送事業法に規定する特別積合せ貨物運送を行うため、廃止する3営業所のエリア内の住民の利便性が良く、必要面積が確保できる申請地を賃貸借し、特別積合せ貨物運送業のための事務所および倉庫を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。転用面積については、建築面積1032m²の事務所・倉庫及び59台の駐車場を設置する計画から妥当な面積と判断されます。また被害防除計画など、その他の一般基準上も問題ないと考えます。

47番、前回保留の案件で、転用目的は、営農型太陽光発電設備の設置です。

申請人は、北区玉柏で約40アール耕作する農業者ですが、農外収入を得るために母所有の申請地を使用貸借し太陽光発電設備として一時転用しようとするもので、一時転用期間は許可日から3年間です。また、パネル下部の農地ではパクチー栽培を行う計画です。

営農型太陽光発電設備の転用は通常の農地転用の審査に加え、転用後パネル下部で適切な農業がおこなわれるかどうかを審査する必要があり、「営農計画書」やパネル下部で日照がさえぎられることで、作付予定作物にどのような影響があるかを示した「知見を有する者の意見書」等の添付が必要となります。

なお、太陽光発電設備は設置済ですが、令和2年7月以降売電を行っていないとの申立てです。

前回の審議では、発電設備による売電の有無の確認と栽培計画及び「知見を有する者の意見書」が適当かどうかの審査に必要な情報が不足しており、一部について文書が提出されましたら、内容が不十分であり、問題点が解消されなかつたため、引き続き必要な資料を求めるごとにし、保留となっていました。

今回、協議会までには必要な資料が提出されなかつたため、取下げ指導を含めて資料の提出を求めるごとにし、再度保留意見となっています。

48番、前回保留の案件で、転用目的は露天資材置場です。原型復旧を行う一時転用で、期間は許可日から3年間です。

申請人は北区万成東町で、建設業を主な事業としており、岡山市北区谷万成2丁目にある露天資材置場を利用していますが、事業伸展に伴い申請地付近に新たな露天資材置場が必要となったことから、当該法人代表取締役が所有する申請地を賃貸借し、露天資材置場として一時転用しようとするものです。

前回の審議では、所有者の3条取得後の耕作状況が芳しくなく、原形復旧をする一時転用とはいえるが、復旧後に営農が行われるか疑問であるため、営農計画の提出を受けて判断する必要があることから保留となりました。また、許可となつたときには、申請地に一時転用である旨の表示をすることとの条件をつけることになりました。

今回農地へ復旧後の営農計画書や一時転用の看板設置についての資料が提出され、協議会で再度審議した結果、許可意見となっています。なお利用にあたり、東南部の農地への土や雨水の流出防止のために水路等を設置すべきとの意見が出されましたので、被害防除計画書に、「これまでのところ土砂の崩落や水の流出などはなかつたが、そのような状況がある時は水路等を設置する」との内容を追加させています。

以上により、申請地は農用地ですが原型復旧の一時転用であり、農業振興地域

整備計画に支障がないと判断され、許可が可能と考えます。また被害防除計画等の一般基準上も問題ないと考えます。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

板野委員 中・中央地区協議会で、1番から11番と、47番、48番の13件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、1番から11番、48番については許可意見、47番については保留意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に北・吉備地区の説明をお願いします。

田尾係長 12番、転用目的は露天駐車場で、永久転用目的の3年間の一時転用申請です。

申請人は新庄上で社会福祉事業を営む法人で、申請地近隣で██████████を運営していますが、開園以来、職員が増え、職員用の駐車場が慢性的に不足していることから、早急に駐車場を確保する必要が生じたため、法人所在地近隣の申請地を賃貸借し、露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分は農用地ですが、一時転用であり、農業振興地域整備計画に支障を及ぼすおそれがないことから、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

13番から19番までは同じ地域ですので、併せて説明します。転用目的はいずれも自己専用住宅です。

13番、申請人は、現在、白石西新町の賃貸住宅に家族4人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭となったことから、申請人の実家に近い申請地を所有権移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

14番、申請人は、現在、田中の賃貸住宅に家族4人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭となったことから、申請人及び妻の勤務先に近い申請地を所有権移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

15番、申請人は、現在、平野の実家に申請人家族と申請人の母の7人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭となったことから、現住居及び勤務先に近い申請地を所有権移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。なお、実家には引き続き母が居住します。

16番、申請人夫婦は、現在、福島三丁目の賃貸住宅に家族3人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭となったことから、妻の実家及び勤務先に近い申請地を所有権移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

17番、申請人は、現在、平野の公務員宿舎に家族4人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭となったことから、現住居に近く生活環境の変わらない申請地を所有権移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

18番、申請人夫婦は、現在、南区当新田の賃貸住宅で生活していますが、出産の予定があり、また、家財道具が増え手狭となったことから、妻の勤務先に近く、妻の実家への往来にも便利な申請地を所有権移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

19番、申請人は、現在、庭瀬の賃貸住宅に家族4人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭となったことから、現住居に近く生活環境の変わらない申請地を所有権移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも、農地区分は、農地の広がりが10ヘクタール未満の2種農地と判断

され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

20番、転用目的は分家住宅です。

申請人は、現在、総社市西郡の賃貸住宅に夫婦で生活していますが、出産の予定があり、また、家財道具が増え手狭となつたことから、実家に隣接した申請人の父所有の申請地を使用貸借し、分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

小橋委員 北・吉備地区協議会で、12番から20番までの9件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

他の委員さん、何かご意見がありますか。

異議なし。

議長 次に御津・建部地区の説明をお願いします。

田尾係長 21番、住宅部分が令和2年10月30日付、進入路部分が令和3年10月15日付で農振除外済の案件で、転用目的は自己住宅です。受人は御津宇垣の借家に家族4人で居住していますが、祖母所有の農地のほとんどを高齢の祖母に代わり耕作しており、かねてから祖母所有農地の近くに自宅を構えたいと考えていたことや、夫の通勤にも便利なことから祖母所有の申請地を使用貸借し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、2種類以上の管理設の沿道で500メートル以内に2つ以上の教育施設のある3種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

22番、令和4年3月、農振除外済の案件で、転用目的は露天駐車場です。

受人は御津伊田地域で、自動車、農機具部品のリサイクル業を営んでいますが、近年業績が好調で、今後従業員及び事業用車両の増加を計画していますが、既設の駐車場が手狭であることや、安全確保のため、作業車の動線等構内レイアウトの変更を考えていることから、既存駐車場に隣接する申請地を所有権移転し露天駐車場として転用するものです。

農地区分は、特定土地改良事業8年経過地の1種農地と判断されますが、事業所隣接地で集落に接続した業務上必要な施設であり、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

23番、申請等（2）、前述の農地法第4条3番との同時申請で転用目的は露天駐車場です。申請人は近接する御津吉尾██████████に自己住宅を建築中で、夫婦で2台分の駐車場を確保していますが、双方の両親の生活支援を行うため、大型車両を購入することになりました。しかし敷地内に余裕がないことから、申請地を所有権移転し、露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

24番、転用目的は露天駐車場で、一時転用中です。

申請人は建部町建部上で老人ホームの経営を主に行っており、平成29年5月18日付で一時転用し、露天駐車場として、今まで使用していましたが、引

き続き使用するため、申請地を永久転用するものです。

一時転用期間は3年間でしたが、許可期間内に永久転用の申請がなかったため、顛末書が添付されています。

農地区分は、おおむね10ha以上の規模の1種農地と判断されますが、施設に隣接し集落に接続した業務上必要な施設であり、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

御津・建部地区協議会で、21番から24番までの4件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議員 他の委員さん、何かご意見がありますか。

異議なし。

議長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

25番、本件は令和4年3月17日付で農振除外済の案件で、転用目的は、自己住宅です。

申請人は藤田の姉所有の住宅に、夫婦と子供1人の3人と姉の家族7人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったことから、祖父母宅に隣接し、将来、農業を引き継ぐ際に便利な祖父所有の申請地を使用貸借し、自己住宅を建築しようとするものです。なお、現居宅には引き続き姉の一家が生活します。

農地区分は、農地の広がりが10ヘクタール以上で高性能の農業機械による営農に適する甲種農地ですが、集落に接続した住宅に該当し、祖父の所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

転用目的は自己住宅です。

26番、転用目的は自己住宅です。申請人は藤田の実家に父母と居住していますが、結婚を機に新居を建築することになったため、実家に近く、将来農業を継ぐ際に便利な父所有の申請地を使用貸借し、自己住宅を建築しようとするものです。なお、実家には引き続き両親が生活します。

農地区分は、農地の広がりが10ヘクタール以上で高性能の農業機械による営農に適する甲種農地ですが、集落に接続した住宅に該当し、父の所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

27番、本件は令和3年10月15日付で農振除外公告済の案件で、転用目的は飲食店です。

申請人は北区野田一丁目にて飲食業を営む法人ですが、現店舗用地の一つを地権者に返還することになったため、新たな店舗用地を必要としています。

申請地は交通量が多く、集客が十分に見込めることから、飲食店として転用しようとするものです。

農地区分は、区役所から300m以内の3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

28番から38番は同じ地域ですので同時に説明します

転用目的は、いずれも自己住宅です。

28番、申請人は福島三丁目の借家に、夫婦と子供1人で生活していますが、家財道具が増え、手狭となったことから、妻の勤務地に近く、通勤に便利な申請

地を所有権移転して、自己住宅を建築しようとするものです。

29番、申請人は大福の借家に、夫婦と子供1人で生活していますが、家財道具が増え、手狭となったことから、妻の勤務地に近く、通勤に便利な申請地を所有権移転して、自己住宅を建築しようとするものです。

30番、申請人は北区新屋敷町三丁目の借家に、夫婦と子供1人で生活していますが、家財道具が増え、手狭となったことから、妻の実家に近く、子育ての支援を得られやすい申請地を所有権移転して、自己住宅を建築しようとするものです。

31番、申請人は中区江崎の借家に、夫婦と子供1人で生活していますが、家財道具が増え、手狭となったことから、勤務地に近く、通勤に便利な申請地を所有権移転して、自己住宅を建築しようとするものです。

32番、申請人は泉田四丁目の借家に、夫婦と子供1人で生活していますが、家財道具が増え、手狭となったことから、妻の勤務地に近く、通勤に便利な申請地を所有権移転して、自己住宅を建築しようとするものです。

33番、申請人は浦安本町の官舎に、夫婦と子供2人で生活していますが、家財道具が増え、手狭となったことから、実家に近く、子育ての支援を得られやすい申請地を所有権移転して、自己住宅を建築しようとするものです。

34番、申請人は北区福成一丁目の借家に、夫婦2人で生活していますが、家財道具が増え、手狭となったことから、妻の実家に近い申請地を所有権移転して、自己住宅を建築しようとするものです。

35番、申請人は芳泉四丁目の借家に、夫婦と子供2人で生活していますが、家財道具が増え、手狭となったことから、現居所に近く、生活環境が変わらない申請地を所有権移転して、自己住宅を建築しようとするものです。

36番、申請人は倉敷市茶屋町の借家に、夫婦と子供1人で生活していますが、家財道具が増え、手狭となったことから、勤務地に近く、通勤に便利な申請地を所有権移転して、自己住宅を建築しようとするものです。

37番、申請人は泉田五丁目の借家に、夫婦と子供2人で生活していますが、家財道具が増え、手狭となったことから、夫婦の勤務地に近く、通勤に便利な申請地を所有権移転して、自己住宅を建築しようとするものです。

38番、申請人は中区原尾島四丁目の借家に、夫婦で生活していますが、家財道具が増え、手狭となったことから、妻の実家に近い申請地を所有権移転して、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

39番、本件は令和4年3月17日付で農振除外済の案件で、転用目的は分家住宅です。

申請人は中区高屋の借家に夫婦で生活していますが、家財道具が増え、手狭となったことから、実家に近く、将来農業を継ぐ際にも便利な母所有の申請地を使用貸借し、分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、高性能農業機械による営農に適した甲種農地ですが、集落に接続した住宅であり、他に代替地がないことから、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

40番、転用目的は自己兼用住宅です。

申請人は箕島の実家に夫婦と子供2人と両親で生活していますが、家財道具が増え、手狭となったことから、実家に近い祖父所有の申請地を使用貸借定し、申請人が経営する法人の事務所兼自宅を建築しようとするものです。なお、実家に

は引き続き両親が居住します。

農地区分は、備中箕島駅から300m以内の3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

41番、本件は平成30年12月4日付で農振除外済の案件で、転用目的は露天駐車場です。

申請人は内尾にて貨物運送業を営む者ですが、貨物トラックおよび従業員用の駐車場が不足により、申請地を無許可で露天駐車場として使用していたことに対し、是正を行うもので、顛末書が添付されています。

農地区分は、農地の広がりが10ヘクタール以上の1種農地ですが、事業所近隣で集落に接続した業務上必要な施設であり例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

42番、本件は令和4年3月17日付で農振除外済の案件で、転用目的は露天資材置場の敷地拡張です。

申請人は福島二丁目にて建設業を営む者ですが、現在使用中の資材置場の利便性向上のために、隣接する申請地を露天資材置場として転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

43番、転用目的は露天駐車場の敷地拡張です。

申請人は箕島で運送業を営んでいますが、業務拡大に伴い、駐車場が不足しているため、既存露天駐車場に隣接する申請地を所有権移転して、露天駐車場として転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

44番、転用目的は自己住宅です。

申請人は北区北長瀬本町の借家に夫婦で生活していますが、家財道具が増え、手狭となったことから、実家に近い申請地を所有権移転して、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、備前片岡駅から300m以内の3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

45番と46番は同時申請ですので同時に説明します。

45番、転用目的は仮設道路用地としての一時転用です。

申請人は大福にて建設業を営んでおり、岡山県南部水道事業団が行う灘崎支所管内の送水本管移設工事を請け負っています。

移設工事用の仮設道設置のため、申請地を賃貸借し、一時転用しようとするものです。一時転用期間は許可日から3年間で、原形復旧誓約書が添付されています。

46番、転用目的は露天資材置場及び仮設現場事務所です。

申請人は45番と同一です。送水本管移設工事のため、工事現場に近接する申請地を賃貸借し、露天資材置場及び仮設現場事務所として、一時転用しようとするものです。一時転用期間は許可日から3年間で、原形復旧誓約書が添付されています。

農地区分は、農用地区域内の農地ですが、仮設工作物の設置その他一時的な利用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積、被害防除計画等、その他の一般基準上も問題ないと考えます。

議長　　南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

久山委員　　南区協議会で、25番から46番までの22件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議員長　　他の委員さん、何かご意見がありますか。

議員長　　異議なし。

議員長　　それでは、申請等（3）については、中・中央地区の47番を保留とし、その1件を除く、1番から48番までの47件を許可と決定してよろしいでしょうか。

議員長　　異議なし。

議員長　　それでは、そのように決定します。

議員長　　なお、11番と48番は、面積が3000平方メートルを超えておりますので、4月28日開催の県農業会議に諮問し、その答申を受けて許可指令書を交付することとします。

議員長　　次に申請等（4）転用事業計画変更承認申請について、審議します。事務局より南区の説明をお願いします。

中島主任　　11ページ1番、転用目的は営農型太陽光発電設備の設置です。

議員長　　本件は、令和3年4月10日付で転用許可を受け、当初の事業計画のとおり遂行しておりますが、3条申請16番で所有権を受ける受人が発電設備も継承するものです。継承者は、北区平和町に居住し、世帯で約29アールの農地を耕作する農業者で、かねてより営農型シェアリングに強い関心を持っており、引き続き申請人が転用事業を承継するものです。

議員長　　本計画は営農型発電設備の設置の基準を満たすものと考えられます。また、資金や被害防除計画等の一般基準上も問題ないと考えます。

議員長　　南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

久山委員　　南区協議会で、1番について協議したところ、事務局説明のとおりで、承認意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議員長　　ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

議員長　　異議なし。

議員長　　それでは、申請等（4）の1番については承認と決定してよろしいでしょうか。

議員長　　異議なし。

議員長　　それでは、そのように決定いたします。

議員長　　次に別紙議案の、岡山市農用地利用集積計画の決定について、申請等（5）所有権の移転、申請等（6）利用権の設定、申請等（7）利用権の設定及び^{てんたい}転貸、申請等（8）利用権の移転を一括して審議します。事務局から説明をお願いします。

田尾係長

本年2月取りまとめの利用集積計画について説明します。別冊の議案をご覧ください。

まず、(5)所有権の移転は、1ページ北・吉備地区1番から2ページ南区3番までの4件です。これは、農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で、すべて農地の所有者から財団への移転です。

次に、(6)利用権の設定は、3ページ中・中央地区1番から6ページ南区356番まで、(7)利用権の設定及び転貸は、67ページ中・中央地区1番から80ページ南区30番まで、及び追加の北吉備地区1番、(8)利用権の移転は、81ページ中・中央地区1番から83ページ南区4番までです。

(6)から(8)までの件数等は、別紙の集計表をご覧ください。岡山市全体の集計、第一農業委員会の集計、各地区の集計となっています。第一農業委員会の集計は、2ページに記載がありますが、件数は全体で620件、その内訳は、新規188件、更新432件で、利用権の設定にかかる面積の合計が $2,683,495.66\text{m}^2$ 、利用権の移転にかかる面積の合計が $25,101.00\text{m}^2$ 、利用権の転貸にかかる面積の合計が $346,697.56\text{m}^2$ となっています。

以上の計画内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられ、各地区協議会の審議では、いずれも承認意見となっています。

長 員 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

異議なし。

長 員 それでは、申請等(5)から(8)までの農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

異議なし。

長 員 それでは、そのように決定いたします。

中島主任 次に、申請等(9)農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。

中島主任 12ページ1番から16ページ15番の15件で、権利の種類及び内容はご覧のとおりで、相続による所有権取得14件、相続による賃貸借権取得1件です。あっせん希望はありません。

各地区協議会では全件受理意見となっています。

長 員 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

異議なし。

長 員 それでは、申請等(9)については、15件全件を問題なく受理と決定してよろしいか。

異議なし。

長 員 それでは、そのように決定します。

中島主任 次に、申請等(10)農地の競売に対する買受適格証明願(耕作目的)について、事務局より説明をお願いします。

中島主任 1番の1件で、増反を目的に競売農地を取得しようとするものです。対象農地は宗津で、入札期間が4月14日まででしたので、4月11日に競売審査委員会を開催しました。

耕作地を確認した結果、適切に耕作されていると判断され、取得後のすべての農

地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積50アールを超えていていることから、許可要件をすべて満たすものと判断されましたので、買受適格証明書を交付したことを報告します。

議長 お聞きのとおり報告がありました。

議長 次に、報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

田尾係長 報告（1）農地法第4条第1項第8号の規定による転用届については、18ページ1番から5番までの5件で、転用目的は、敷地拡張1件、長屋住宅1件、介護施設1件、宅地1件、宅地造成1件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（2）農地法第5条第1項第7号の規定による転用届については、19ページ1番から20ページ8番までの8件で、転用目的は、分譲住宅地2件、住宅用地2件、貸住宅地1件、自己住宅1件、工場1件、露天資材置場1件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（3）農地法第18条第6項の規定による合意解約通知については、21ページ1番から23ページ14番までの14件で、耕作目的が12件、転用目的が2件です。離作料は記載のとおりとなっています。

報告（4）農地法施行規則第29条第1号該当転用届については、24ページ1番から5番の5件で、内容は、通路及び農業用車両置場1件、農業用倉庫2件、農業用作業場、農業用通路1件、農業用車両置場等1件です。

報告（5）農地改良届については、25ページ1番の1件で、内容は普通野菜畑です。

議長 これらの報告について、ご質問等はありますか。

全員 ありません。

議長 それでは、これで第1号議案の審議を終了します。続いて、第2号議案農政関係等について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第2号議案を説明

議長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。他に何かありますか。

事務局 次回総会予定（5月18日（水）勤労者福祉センター4階大会議室）

職務代理 これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。

閉会 午後3時37分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議長

署名委員

署名委員